

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
- 福島県個人情報保護審査会規則 一
- 福島県消防表彰規則の一部を改正する規則 二
- 訓令
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 二
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 二

規則

福島県個人情報保護審査会規則及び福島県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十六号

福島県個人情報保護審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定に基づき設置される福島県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手続に關し必要な事項を定めるものとする。

（諮問）

第二条 条例第三条第一項の実施機関による諮問（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問をいう。）は、審査会に対して行うものとする。

（会長）

第三条 審査会に会長を置き、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該議事に係る調査審議に参加することができない。

（意見陳述の申立て）

第五条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十五条第一項本文の規定による意見の陳述の申立てについては、書面により行うものとする。

（提出資料の閲覧）

第六条 行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による閲覧又は交付の求めは、書面により行うものとする。

2 審査会は、前項の求めがあつたときは、書面によりその諾否を回答するものとする。

（会議録の作成）

第七条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 会議に付した事案の件名

四 議事の概要

五 その他必要な事項

2 会議録は、会長が署名して確定する。

3 会議録及び審査会の審議資料は、公開しない。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、総務部文書管財総室文書法務課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法律及び条例の規定により審査会が行う調査審議等に係る庶務は、当該各号に掲げる条例を所管する課において処理する。

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）及び福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）

(委任)
第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 福島県個人情報保護審査会規則（平成七年福島県規則第十四号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧規則第二条第一項の規定により定められた旧審査会（条例附則第三条第四項の旧審査会をいう。）の会長である者は、この規則の施行の日に第三条第一項の規定により審査会の会長として定められたものとみなす。

(文書法務課)

福島県規則第二十七号

福島県消防表彰規則の一部を改正する規則

福島県消防表彰規則（昭和四十一年福島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「者に」を「ものに」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「防禦」を「防衛」に改め、同項第六号中「同一の世帯に属する三親等内の親族」を「三親等内の親族であつて別に定める者」に、「ともに、」を「共に」に、「認められる消防団員」を「認められるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(消防保安課)

訓 令

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十

四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島イノベーション・コースト構想推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監 カポニンニュートラル推進監」に、「女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院院长」を「女性のための相談支援センター所長」に、「本庁課長 医療調整担当課長」を「本庁課長」に、「動物愛護センター支所長 衛生研究所支所長」を「動物愛護センター支所長 衛生研究所支所長」に、「精神保健福祉センター次長 総合衛生学院事務局長」を「精神保健福祉センター次長」に、「総合療育センター看護部長 総合衛生学院教務部長」を「総合療育センター看護部長」に、「食肉衛生検査所課長 総合衛生学院学科長」を「食肉衛生検査所課長」に、「家畜保健衛生所課長 専門教務主任」を「家畜保健衛生所課長」に、「保健所課長 総合衛生学院学科長 専門教務主任」を「保健所課長」に、「総合療育センター薬剤部長 教務主任」を「総合療育センター薬剤部長」に、「看護師長 教務主任」を「看護師長」に、「副教務主任 副主任栄養技師」を「副教務主任 副主任看護技師」を「副主任看護技師」に、「教務 栄養技師」を「栄養技師」に、「教務 看護技師」を「看護技師」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第五号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一看護師、准看護師及び看護助手の項中「及び総合衛生学院」を削り、同表環境衛生監視員の項中「ゴム長ぐつ」「一三年」を「ゴム長ぐつ」「一二年」に改める。

別表第二保健福祉部健康衛生総室の項中「源湯調査用 ゴム長ぐつ」を「源湯調査用 ゴム長ぐつ」に改め、同表保健福祉事務所の項中「野犬等捕獲作業用 防寒服」を「野犬等捕獲作業用 防寒服」に改める。
犬等捕獲作業用 防寒服
道施設等監視用 保護帽 保護帽

道施設等監視用 雨衣

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(職員業務課)